

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年6月14日
【会社名】	E・Jホールディングス株式会社
【英訳名】	E・J Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小谷 裕 司
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号
【電話番号】	086 - 252 - 7520
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 浜 野 正 則
【最寄りの連絡場所】	岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号
【電話番号】	086 - 252 - 7520
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 浜 野 正 則
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,412,100,000円 オーバーアロットメントによる売出し 225,936,000円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成30年6月8日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年6月8日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成30年6月14日(木)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成30年6月14日(木)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成30年6月14日(木)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成30年6月25日(月)から平成30年6月28日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,000,000株	1,412,100,000	-
計(総発行株式)	1,000,000株	1,412,100,000	-

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、平成30年6月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	- （注）3	100株	自 平成30年6月29日（金） 至 平成30年7月2日（月） （注）4	1株につき発行価格と同一の金額	平成30年7月5日（木）

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年6月25日（月）から平成30年6月28日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.ej-hds.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年6月22日（金）から平成30年6月28日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年6月25日（月）から平成30年6月28日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年6月25日（月）の場合、申込期間は「自 平成30年6月26日（火） 至 平成30年6月27日（水）」

発行価格等決定日が平成30年6月26日（火）の場合、申込期間は「自 平成30年6月27日（水） 至 平成30年6月28日（木）」

発行価格等決定日が平成30年6月27日（水）の場合、申込期間は「自 平成30年6月28日（木） 至 平成30年6月29日（金）」

発行価格等決定日が平成30年6月28日（木）の場合、上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

- 8 株式の受渡期日は、平成30年7月6日(金)であります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 岡山支店	岡山県岡山市北区本町3番6-101号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	750,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	80,000株	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	70,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	50,000株	
計	-	1,000,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,412,100,000	9,000,000	1,403,100,000

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年6月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,403,100,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当の手取概算額上限210,815,000円と合わせた手取概算額合計上限1,613,915,000円について、全額を平成34年5月末までに当社連結子会社への投融資資金に充当する予定であります。

投融資については、当社連結子会社である株式会社エイト日本技術開発において、以下の通り充当する予定です。

システム利用の高度化を通じた生産性の向上を目的として、781,000,000円を平成33年5月末までにIT投資資金に、110,000,000円を平成32年5月末までに調査・検査機器購入資金に充当する予定です。

防災・減災対策、老朽化インフラ施設の調査・点検・対策検討等に係る研究開発資金として、170,000,000円を平成32年5月末までに充当する予定です。

BCP（事業継続計画）にもとづく耐震補強工事及び内装改修等の機能維持工事のための設備投資資金として、238,000,000円を平成32年5月末までに充当する予定です。BCPはBusiness Continuity Plan（事業継続計画）の略で、BCPにもとづく耐震補強工事は、大規模災害が発生した場合に、最前線にたつて復旧・復興にあたる企業としての社会的責任を果たすための建物の一部改修です。

残額を平成34年5月末までに、長期借入金の返済資金に充当する予定です。

なお、当社グループの設備計画のうち重要なものの内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	225,936,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.ej-hds.co.jp/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成30年6月8日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成30年6月29日（金） 至 平成30年7月2日（月） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成30年7月6日（金）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成30年7月6日（金）に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定でありませ

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年6月14日（木）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当）を、平成30年8月1日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年7月27日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年6月25日（月）の場合、「平成30年6月28日（木）から平成30年7月27日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成30年6月26日（火）の場合、「平成30年6月29日（金）から平成30年7月27日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成30年6月27日（水）の場合、「平成30年6月30日（土）から平成30年7月27日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成30年6月28日（木）の場合、「平成30年7月3日（火）から平成30年7月27日（金）までの間」となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社八雲は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社ロゴ  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年6月15日（金）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年6月25日（月）から平成30年6月28日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.ej-hds.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1. 会社概要」から「3. 主要な経営指標等の推移（連結）」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

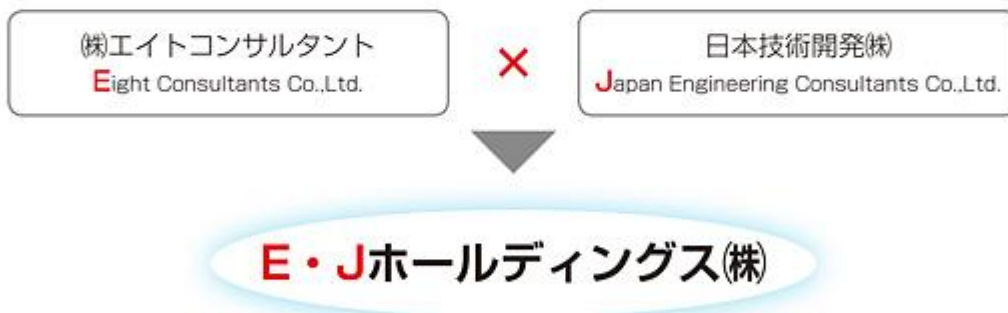
1. 会社概要

<会社概要>

社 名: E・Jホールディングス株式会社
本社所在地: 岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号
設 立 年 月: 平成19年6月1日
代 表 者: 代表取締役社長 小谷裕司
従 業 員 数: 1,226名(平成29年5月末現在、連結ベース)
事 業 内 容: 総合建設コンサルタント事業

<沿革・社名の由来>

当社グループの沿革	
昭和30年 3月	島根県松江市にて株式会社エイトコンサルタントの前身である「八雲測量社」として創業
平成17年10月	株式会社エイトコンサルタントと日本技術開発株式会社の資本・業務提携
平成19年 6月	株式会社エイトコンサルタントと日本技術開発株式会社の株式移転により共同持株会社である「E・Jホールディングス株式会社」を設立(東京証券取引所市場第二部に上場)



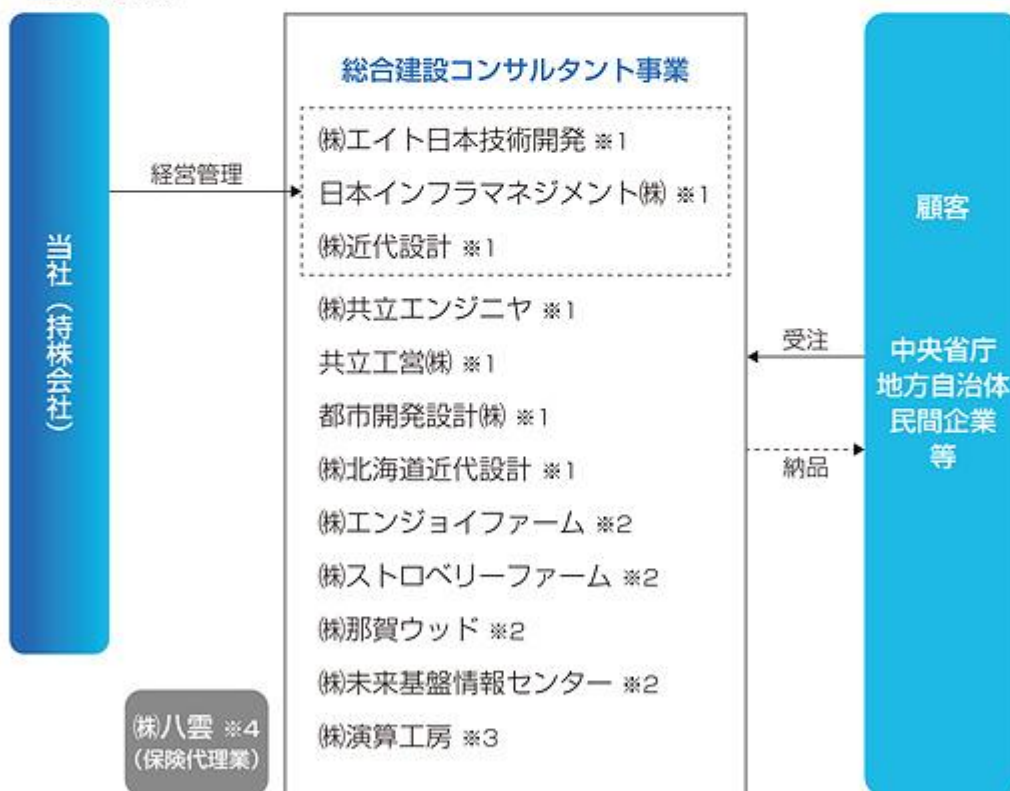
2. 事業の内容

当社グループは、平成30年2月28日現在、当社及び当社の関係会社13社（連結子会社7社、非連結子会社4社、関連会社1社、その他の関係会社1社）によって構成されております。

当社は純粋持株会社であり、グループ経営管理を行っております。

連結子会社は、官公庁の公共事業等において、企画から施工監理までを一貫して提供できる総合建設コンサルタント事業を行っております。株式会社エイト日本技術開発は、企画・計画、設計、診断、マネジメント等の建設コンサルタント業務を中心に行っており、また、日本インフラマネジメント株式会社は測量、施工監理を中心に、株式会社近代設計は、道路・都市関係構造物に関連する建設コンサルタント業務を中心に行っております。さらに、株式会社共立エンジニア及び共立工営株式会社は、測量、地質調査の調査業務を中心に、また、都市開発設計株式会社は上下水道施設の設計等の建設コンサルタント業務を中心に行っております。

<事業系統図>



- (注) ※1 連結子会社
 ※2 持分法非適用の非連結子会社
 ※3 持分法非適用関連会社
 ※4 その他の関係会社

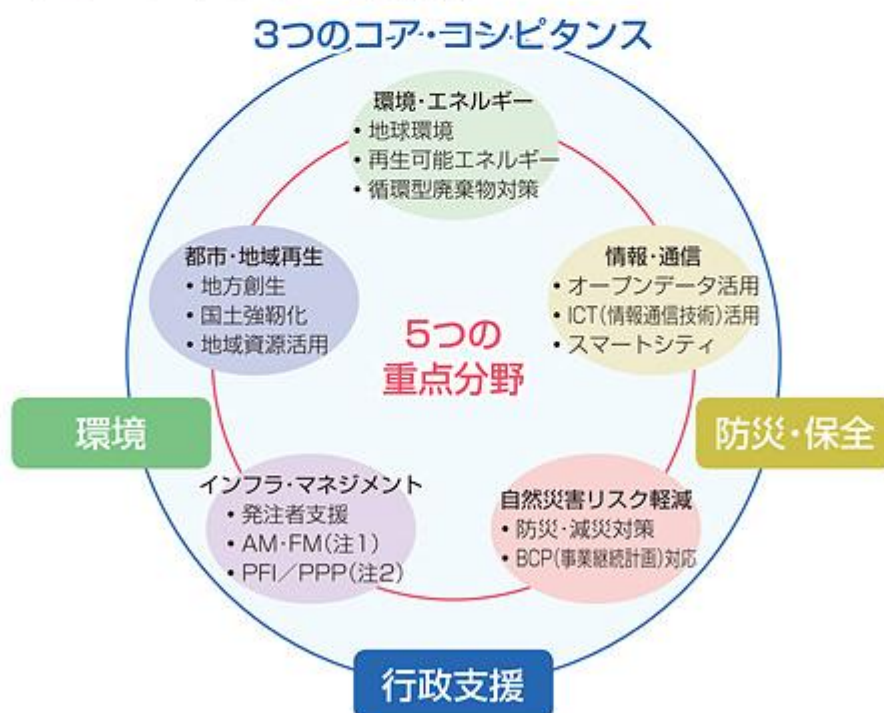
<3つのコア・コンピタンスと5つの重点分野>

当社グループの主力事業として、様々な社会資本整備の企画、計画策定、調査・設計を展開しています。当社グループは「環境」、「防災・保全」、「行政支援」における3つの高度化・総合化したマネジメント技術をコア・コンピタンスとして、各部門の技術力を総合的に発揮し、成長が期待される5つの重点分野に注力していきます。

5つの重点分野である環境・エネルギー分野、自然災害リスク軽減分野、都市・地域再生分野、インフラ・マネジメント分野及び情報・通信分野並びに海外コンサルタント分野に対しては、国内外において案件創出型の営業活動を積極的に推進し、技術の高度化並びに総合化により顧客評価の向上に努め、高付加価値型業務の受注拡大に努めています。

特に海外コンサルタント分野については、今後成長が期待される海外市場の開拓を目指して、地球温暖化対策も含め、都市交通整備計画をはじめとする道路整備や改良事業、飲料水供給事業を主体にアフリカから東南アジア諸国を主要地域として、積極的に事業を展開しています。

<3つのコア・コンピタンスと5つの重点分野>



(注)1 AM(アセット・マネジメント)とは、政府や地方自治体で、公共インフラを効率よく管理し低コストで維持・補修等の運用を行うことを言います。FM(ファシリティ・マネジメント)とは、企業・団体等の施設及び環境を経営的視点から最適な状態で保有し、維持・運営する総合的管理手法のことを言います。

2 PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の設計、建設、維持、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方です。PPP(Public Private Partnership)とは、産・官・学・民が連携して公共サービスの提供を行う取り組みを言います。

<当社グループ取扱事例>

〔防災・保全〕

災害復旧・復興への取り組み

国内外を問わず災害復旧・復興対応を行っています。平成23年に紀伊山系で発生した大規模斜面崩壊に伴う河道閉塞箇所対策や、平成28年の熊本地震で被災した国道57号を迂回するトンネル設計等に取り組んでいます。



紀伊山系の砂防堰堤



熊本地震での地すべり観測

インフラ施設点検

高度成長期に建設された社会資本が高齢化し修繕や更新が必要となってきました。社会資本の点検・調査・健全度診断やそれを踏まえた長寿命化計画等に取り組んでいます。



橋梁点検



トンネル点検

国指定重要文化財橋梁の長寿命化【勝間橋、清洲橋】

国指定重要文化財指定を受けた東京都の勝間橋と清洲橋の耐震補強による長寿命化設計を行いました。勝間橋の設計は、当社グループの技術力が評価され東京都建設局の局長表彰を受賞しました。



昭和45年11月29日が最後となった
勝間橋の跳開の様子



耐震補強後の勝間橋

〔行政支援〕

発注者支援、施工管理

全国各地で発注者支援、施工管理業務により建設事業等の推進を支援しています。東日本大震災の被災地復興を目的とした三陸沿岸道路建設や、紀伊山系で発生した土石流災害対応として紀伊山地の発注者支援等を行っています。



三陸沿岸道路建設



紀伊山地発注者支援

地域活性化施策への取り組み

徳島県那賀郡那賀町の木粉製造事業や秋田県仙北市夏いちご栽培事業など地域創生に向けた地域活性化事業等への公共事業投資等を行っています。また、岡山県小田郡矢掛町の農園施設の指定管理業務により地域創生に貢献しています。



那賀町木粉製造事業



矢掛町農園施設指定管理事業

〔環境〕

タジキスタン国ハトロン州ピアンジ県給水改善計画

当社グループが設計、施工監理を担当したタジキスタン国地方給水プロジェクトが土木学会技術賞(Ⅱグループ)を受賞しました。この賞は、土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクトについて選考されるものです。



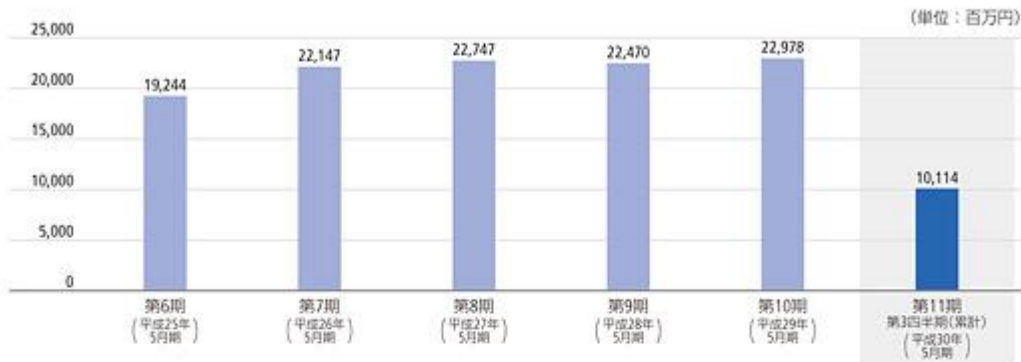
1,800㎡高架水槽



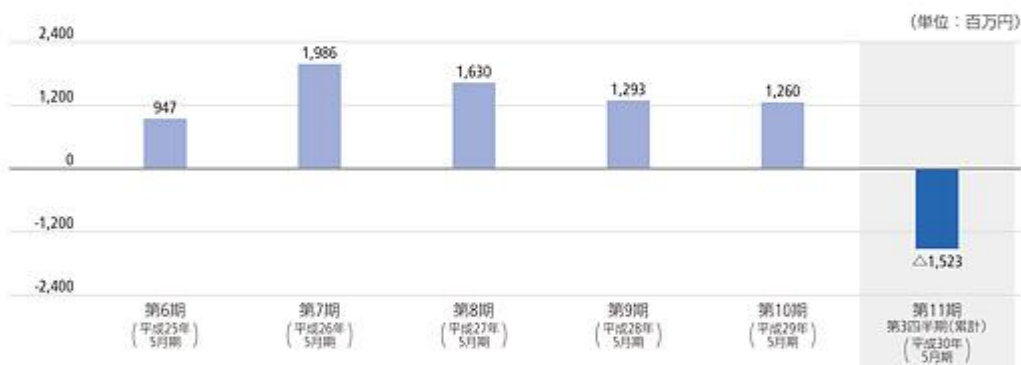
250㎡高架水槽

3. 主要な経営指標等の推移(連結)

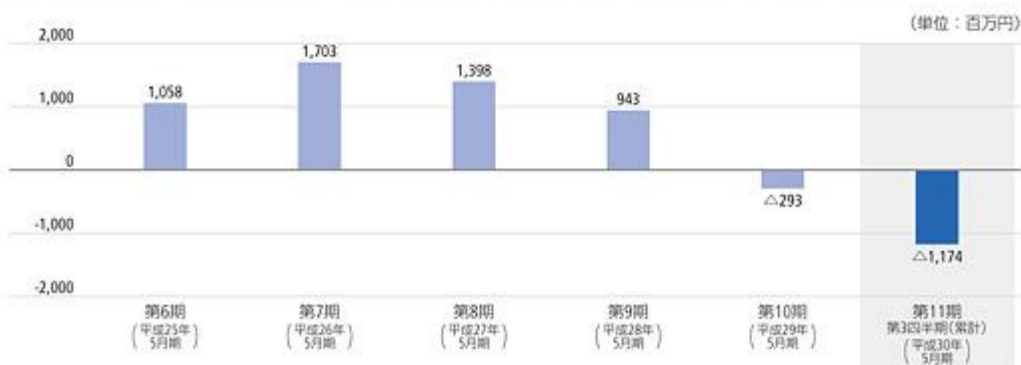
● 売上高



● 経常利益又は経常損失(△)

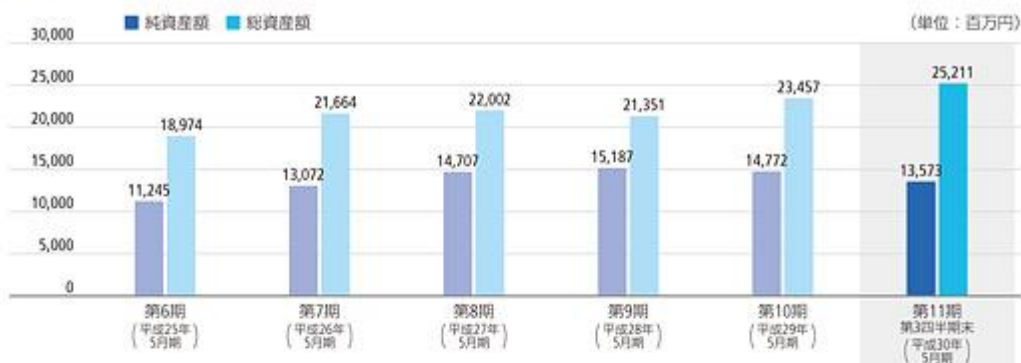


● 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)



(注) 当社グループの売上高は、通常の営業の形態として、第4四半期連結会計期間に完成する業務の割合が大きいため、第3四半期連結会計期間までの各四半期連結会計期間の売上高と第4四半期連結会計期間の売上高との間に著しい相違があり、業績に季節的変動があります。

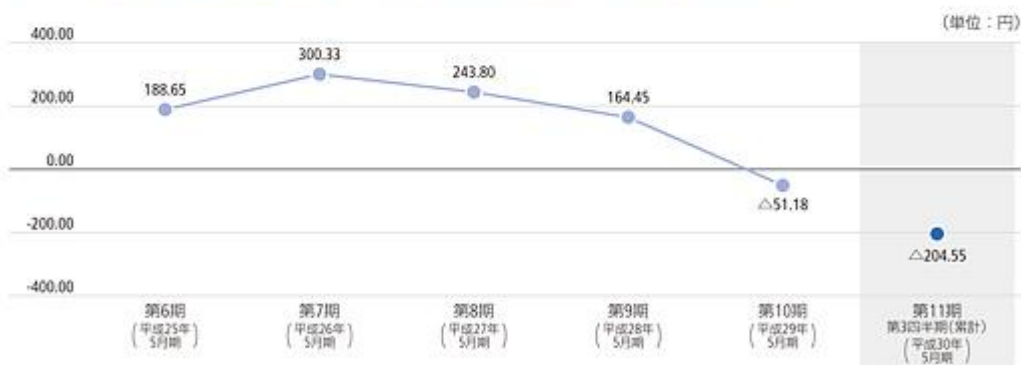
● 純資産額／総資産額



● 1株当たり純資産額



● 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期(四半期)純損失(△)



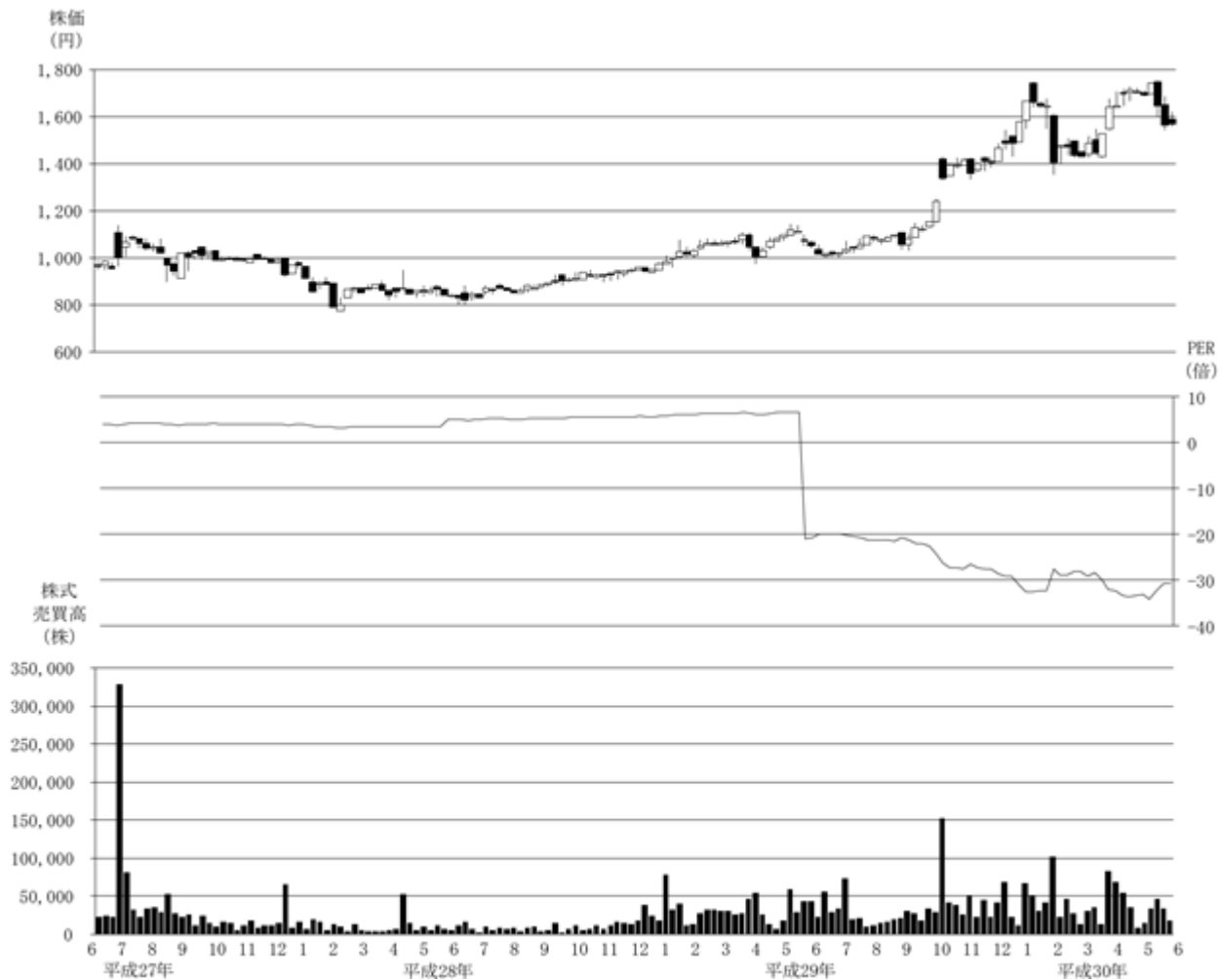
(注) 当社グループの売上高は、通常の営業の形態として、第4四半期連結会計期間に完成する業務の割合が大きいため、第3四半期連結会計期間までの各四半期連結会計期間の売上高と第4四半期連結会計期間の売上高との間に著しい相違があり、業績に季節的変動があります。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

平成27年6月15日から平成30年6月8日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

- ・平成27年6月15日から平成28年5月31日については、平成27年5月期有価証券報告書の平成27年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成28年6月1日から平成29年5月31日については、平成28年5月期有価証券報告書の平成28年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成29年6月1日から平成30年6月8日については、平成29年5月期有価証券報告書の平成29年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。
 （平成29年5月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。）

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年12月14日から平成30年6月8日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株数等の 総数（株）	株券等の保有 割合（％）
株式会社八雲	平成28年12月13日	平成30年2月19日	変更報告書	1,931,200	26.60
株式会社八雲	平成28年12月1日	平成30年2月21日	変更報告書	1,931,200	26.60
株式会社八雲		平成30年2月22日	訂正報告書 （注）1		
株式会社八雲		平成30年2月22日	訂正報告書 （注）2		
株式会社八雲		平成30年2月22日	訂正報告書 （注）2		

（注）1 当該訂正報告書は、平成30年2月19日付で提出（報告義務発生日 平成28年12月13日）された変更報告書を取り下げるために提出されたものであります。

2 当該訂正報告書は、平成30年2月21日付で提出（報告義務発生日 平成28年12月1日）された変更報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。

3 上記大量保有報告書等は関東財務局及び中国財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（2）重要な設備の改修」は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成30年5月31日現在）、以下のとおりとなっております。

（2）重要な設備の改修

株式会社エイト日本技術開発において、同社のBCP（事業継続計画）にもとづき、大規模災害が発生した場合、最前線にたつて復旧・復興にあたる企業としての社会的責任を果たすため、以下の設備において建物の一部改修を計画しております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
㈱エイト日本 技術開発	松江支店 （鳥根県 松江市）	総合建設コ ンサルタン ト事業	事務所	145		当社からの投 融資資金 （注2）	平成30年6月	平成30年11月	（注）3

- （注）1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 今回の自己株式の処分資金より投融資を行います。
3 社屋の耐震補強工事であり、生産能力の増加はありません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期事業年度）及び四半期報告書（第11期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じておりません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載された目標とする経営指標等の将来に関する事項については、様々な要因により実際の結果と異なる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当連結グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）現在において当連結グループが判断したものであります。

（1）官公庁等への売上依存について

当連結グループは、国土交通省等の中央省庁及び地方自治体を主要顧客としており、これらの官公庁等に対する売上依存度は90%程度と高い比率になっております。このため、当連結グループの経営成績は、今後の公共投資額の変動により影響を受ける可能性があります。

(2) 経営成績の季節的な変動について

当連結グループの売上高は、主に完成基準に基づいており、主要顧客である中央省庁及び地方自治体への納期が年度末に集中することから、第4四半期連結会計期間に偏重しております。これに伴い、当連結グループの利益も第4四半期連結会計期間に偏重する傾向があります。

なお、平成28年5月期、平成29年5月期及び平成30年5月期の各四半期連結会計期間の売上高、営業損益は、下表のとおりであります。

(単位：百万円、%)

	平成28年5月期 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)					平成29年5月期 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)				
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	通期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	通期
売上高	1,689	2,593	2,685	15,501	22,470	1,053	2,636	3,127	16,160	22,978
構成比	7.5	11.5	12.0	69.0	100.0	4.6	11.5	13.6	70.3	100.0
営業利益又は営業損失 ()	1,002	746	385	3,384	1,250	1,202	765	490	3,733	1,274

(単位：百万円、%)

	平成30年5月期 (自平成29年6月1日 至平成30年5月31日)		
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期
売上高	1,955	3,567	4,590
構成比	-	-	-
営業利益又は営業損失 ()	1,032	593	47

(3) 災害による事業活動への影響について

当連結グループの事業拠点の中には、大規模地震の危険性が指摘されている地域に含まれているものがあります。当連結グループでは、このような自然災害に備えてBCP（事業継続計画）を策定し、また株式会社エイト日本技術開発においては、内閣府が推進する「国土強靱化貢献団体」の認証（レジリエンス認証）を受けるなど防災管理体制を強化しておりますが、災害の規模によっては主要設備、データの損傷等により、当連結グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 成果品に関する瑕疵について

当連結グループでは、専任者による厳格な照査等を実施することにより、常に成果品の品質の確保と向上に努めております。また、万が一瑕疵が発生した場合に備えて損害賠償責任保険に加入しております。しかし、成果品に瑕疵が発生し賠償金を支払うこととなった場合や指名停止などの行政処分を受けるような事態が生じた場合には、当連結グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

当連結グループは、所管官庁から建設コンサルタント登録、補償コンサルタント登録、測量業者登録及び地質調査業者登録等の許認可を受けて事業活動を実施しております。本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）現在において、当連結グループは許認可取り消し事由に抵触していませんが、将来、何らかの理由により当該許認可の取り消し又は更新が認められない場合、もしくは今後、これらの法律等の改廃又は新たな法令規制が制定された場合には、当連結グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当連結グループの事業活動には、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、下請法、並びに、各登録分野に関する法令・規則・基準等による規制があります。このため、当連結グループでは、コンプライアンス・プログラム及びリスク管理規程等を作成し、行動規範、遵守項目、行動指針などを定め、すべての役職員が法令遵守

の徹底に努めております。万が一法令違反が発生した場合には、指名停止などの行政処分を受ける可能性があります。当連結グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本有価証券届出書提出日(平成30年6月14日)現在における当連結グループの主要な許認可取得状況は下表のとおりであります。

許認可の名称	所管官庁	保有会社	登録番号	有効期限 有効期間(5年)	許認可取消事由
建設コンサルタント登録	国土交通省	(株)エイト日本技術開発	建26第116号	平成31年9月30日	建設コンサルタント登録規程(第6条)登録をしない場合(第12条)登録の停止(第13条)登録の消除
		日本インフラマネジメント(株)	建26第6550号	平成31年6月27日	
		(株)近代設計	建26第711号	平成31年9月30日	
		(株)共立エンジニア	建26第5315号	平成31年9月26日	
		共立工営(株)	建28第5816号	平成33年11月10日	
		都市開発設計(株)	建26第6727号	平成31年12月16日	
補償コンサルタント登録	国土交通省	(株)エイト日本技術開発	補26第687号	平成31年1月29日	補償コンサルタント登録規程(第6条)登録をしない場合(第11条)登録の停止(第12条)登録の消除
		日本インフラマネジメント(株)	補30第2361号	平成35年6月28日	
		(株)共立エンジニア	補29第2259号	平成34年11月29日	
		共立工営(株)	補27第2781号	平成32年8月30日	
		都市開発設計(株)	補30第5001号	平成35年3月11日	
測量業者登録	国土交通省	(株)エイト日本技術開発	登録第(14)263号	平成30年9月2日	測量法(第55条の6)登録の拒否(第55条の10)登録の消除(第55条の14)無登録営業の禁止(第57条)登録の取消し又は営業の停止
		日本インフラマネジメント(株)	登録第(6)19404号	平成32年10月8日	
		(株)近代設計	登録第(11)4071号	平成30年9月30日	
		(株)共立エンジニア	登録第(7)16514号	平成33年12月25日	
		共立工営(株)	登録第(5)21757号	平成30年10月17日	
		都市開発設計(株)	登録第(11)4970号	平成32年1月25日	
地質調査業者登録	国土交通省	(株)エイト日本技術開発	質29第367号	平成34年12月25日	地質調査業者登録規程(第6条)登録をしない場合(第11条)登録の停止(第12条)登録の消除
		日本インフラマネジメント(株)	質28第1620号	平成33年9月30日	
		(株)近代設計	質26第2684号	平成31年9月10日	
		(株)共立エンジニア	質28第1627号	平成33年10月14日	
		共立工営(株)	質27第1561号	平成32年10月10日	
		都市開発設計(株)	質25第2148号	平成30年12月21日	

(6) 情報セキュリティーについて

当連結グループの事業は、公共性が高く、個人情報を含む様々な機密情報を取り扱っております。当連結グループは全社的な情報管理体制を構築し、情報管理の徹底に努めておりますが、万が一情報漏洩等が発生した場合には、当連結グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期事業年度）の提出日（平成29年8月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月14日）までの間に、次のとおり臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

平成29年8月30日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成29年8月29日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年8月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき26円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、小谷裕司、磯山龍二、浜野正則、藤井勉、古川保和、阪田憲次及び二宮幸一の各氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合（％）
第1号議案	45,180	15	0	(注)1	可決 99.97
第2号議案				(注)2	
小谷 裕司	44,429	766	0		可決 98.31
磯山 龍二	44,428	767	0		可決 98.30
浜野 正則	44,428	767	0		可決 98.30
藤井 勉	44,444	751	0		可決 98.34
古川 保和	44,421	774	0		可決 98.29
阪田 憲次	44,559	636	0		可決 98.59
二宮 幸一	44,563	632	0		可決 98.60

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 至	平成28年6月1日 平成29年5月31日	平成29年8月30日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 至	平成29年12月1日 平成30年2月28日	平成30年4月16日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 8月29日

E・Jホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE・Jホールディングス株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、E・Jホールディングス株式会社の平成29年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、E・Jホールディングス株式会社が平成29年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 8月29日

E・Jホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE・Jホールディングス株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社の平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年4月13日

E・Jホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているE・Jホールディングス株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年12月1日から平成30年2月28日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年6月1日から平成30年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。